

第2次美里町総合計画・美里町総合戦略 第3期基本計画

討 議 要 綱

【教育文化編】

新しい大好きを

心、わきたつ美の里へ

令和7年7月29日

目次

はじめに	1
第1編 教育の振興	2
施策1 学校教育の充実	2
1－1 施策の目的	2
1－2 現状と課題	2
1－3 施策の展開	3
1－5 施策の主な取組（関連する事務事業）	4
施策2 学びのセーフティネットの構築	5
2－1 施策の目的	5
2－2 現状と課題	5
2－3 施策の展開	5
2－4 施策の指標	6
2－5 施策の主な取組（関連する事務事業）	6
施策3 教育を振興するための基盤整備	7
3－1 施策の目的	7
3－2 現状と課題	7
3－3 施策の展開	7
3－4 施策の指標	8
3－5 施策の主な取組（関連する事務事業）	8
施策4 生涯学習の充実	9
4－1 施策の目的	9
4－2 現状と課題	9
4－3 施策の展開	9
4－4 施策の指標	10
4－5 施策の主要な取組（関連する事務事業）	10

第2編 子育て支援の充実	11
施策5 働きながら子育てする家族を支援するための対策.....	11
5－1 施策の目的	11
5－2 現状と課題	11
5－3 施策の展開	11
5－4 施策の指標	12
5－5 施策の主要な取組（関連する事務事業）	12
施策6 子育てに不安な家族を支援するための対策.....	13
6－1 施策の目的	13
6－2 現状と課題	13
6－3 施策の展開	13
6－4 施策の指標	14
6－5 施策の主な取組（関連する事務事業）	14
施策7 児童虐待を防止するための対策	15
7－1 施策の目的	15
7－2 現状と課題	15
7－3 施策の展開	15
7－4 施策の指標	15
7－5 施策の主な取組（関連する事務事業）	16

はじめに

人口減少や少子高齢化、グローバル化や情報化の進展、自然災害など地球規模の課題など様々な社会変化が生じる中で、私たちを取り巻く環境は大きく変化し続け、複雑化しています。

このように変化の激しい予測することが困難な社会の中で、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、同時に、国において横断的に子ども施策を展開するため「こども家庭庁」が設立されました。「こども基本法」では、全ての子ども・若者が健やかに成長することができ、権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられています。子どもの最善の利益を第一に考えた子ども施策の推進が重要視されています。

本町においても、子どもたちが自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を尊重し多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓くことができるようにすることを目指した教育・子育て施策を展開していくことが求められています。

学校教育については、美里中学校の開校により教育環境の充実が図られました。今後は、この環境をいかし、「教育DXの推進」を土台として、子どもたちの確かな学力の育成及び多様な子どもたちの学習支援体制や教育相談体制の充実を図り、全ての子どもたちの可能性を最大限に引き出す教育を展開することが求められます。また、コミュニティ・スクール等を活用し、学校と地域が連携した教育活動を本町全体で展開することを通じて、地域全体で子どもを支え、持続可能な学校教育を推進することも求められます。

生涯学習については、老若男女を問わず幅広く参加される社会的基盤として、住民の学習機会の充実が図られてきましたが、生活スタイルの多様化による学びに対するニーズが変化しており、趣味、健康、スポーツへの関心に加え、デジタル活用や職業スキル向上の学習機会の充実が求められています。

子育て支援については、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭が抱える課題は多様化・複雑化しています。保育の質の向上と柔軟なサービスの提供、経済的負担の軽減、子育て家庭への見守りや相談支援など、きめ細やかな支援が求められています。

このように、本町は多岐にわたる課題に直面しながらも、それぞれの分野で着実に取組を進めていく必要があります。本稿は、令和8年度から令和12年度までの5か年度の本町の「教育政策」「子育て政策」の展開を考えるための視点・論点を整理したものであり、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略の第3期基本計画を策定するための考え方や方向性を示したものです。

本町が目指す将来像の実現に向けた施策の展開が求められています。

第1編 教育の振興

私たちは、持続可能な社会を実現させていくため、それぞれが担い手として、主体的に社会にかかわり、地域や世界とつながりながら生きていく力を身に付けていく必要があります。

子どもたちが地域に誇りを持ち、未来を切り拓く力を育む教育を実現するため、好奇心・探究心・向上心を持ち、自ら学び続ける児童生徒の育成を目指す授業づくり、不登校や特別な支援が必要な子どもへの包括的支援体制の構築、教職員の負担軽減に向け地域との連携などの支援体制の強化などに取り組めます。また、子どもを含む住民への多様な学習機会の提供をとおり、住民の人生の充実感や生きがい創出を図る施策展開を進めていく必要があります。

施策1 学校教育の充実

1-1 施策の目的

施策の目的	豊かな心、健やかな体、確かな学力を育みます。
-------	------------------------

1-2 現状と課題

- ① 子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得するとともに、学んだことをいかして、新たな課題を発見し解決する力を育成することが求められています。全国学力・学習状況調査、デジタルドリル教材と連動した学力調査の分析結果など、各種教育データを利活用しながら、全ての子どもたちの学びを保障するための授業改善に取り組む必要があります
- ② 社会環境の変化により、従来のPTA活動にとらわれず、学校と地域が協働して児童生徒の育成にかかわることが求められています。学校と地域住民が一体となって児童生徒の活動を支援する体制を整備する必要があります。
- ③ 幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、安全な環境のもと「遊び」とおして好奇心や探求心を育み、豊かな人間性を育てることが重要となっています。幼児期の「学ぶ土台づくり」を推進し、小学校への円滑な接続のための体系的な取組が必要です。
- ④ 運動する機会の減少やスクリーンタイムの長時間化による子どもたちの体力・運動能力の低下、生活様式の変化による肥満や睡眠不足など、子どもたちの心身の健康課題の顕著化が懸念されています。学校と家庭・地域の連携により、子どもたちが進んで運動できる機会を創出するとともに、望ましい食習慣や生活習慣を身に付けられるように支援する必要があります。
- ⑤ 次世代に豊かな未来をつなぐため、地球環境、社会問題、経済発展のバランスを理解し、主体的に行動する力や価値観を育む教育の重要性が高まっています。「持続可能な社会の創り手」の育成が求められています。
- ⑥ グローバル社会が急速に進展する中で、多様な文化や価値観を尊重し、国境を越えた人々との協働を通じて課題を捉えそれを解決しようとする人材の育成が求められています。国際理解教育を充実

させるとともに、グローバル社会を生きる上で欠かせないコミュニケーションスキルとして外国語能力の向上が必要です。

- ⑦ 急速に進むデジタル社会の中で、子どもたちが情報や情報手段を選択し、自ら考え、学び、行動できるようにすることが求められています。1人1台端末をはじめとしたICT学習環境を最大限に活用し、情報モラルやプログラミング的思考などの情報活用能力を育成することが必要です。
- ⑧ 「職業講話」や「職場体験学習」など、子どもたちが将来の生き方を考えるための機会は設けられていますが、義務教育9年間をととした系統性のある学びについては課題があります。各教科等における学習にキャリア教育を明確に位置付け、教科横断的な学びとすることや子どもたちが考えたこと、学んだことを蓄積できるようにすることが必要です。

1-3 施策の展開

- ① 令和5年度に策定した授業づくりの指針である「美里町授業づくりスタンダード」に基づき、町内各校で授業改善に取り組みます。また、小学校3年生以上及び中学校の1・2年生を対象に本町で採用した業者の学力調査を実施し、その結果が反映されたドリル教材等を活用することで、児童生徒一人一人の学習到達度に合わせた個別学習を充実させ、基礎学力の向上や理解の深化を図ります。
- ② 美里中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入しており、学校と地域が協働で学校運営や課題解決に取り組むための体制を構築します。また、この取組を踏まえ、町内小学校においてもそれぞれの実状に応じたコミュニティ・スクールの導入について検討を進めます。
- ③ 幼稚園の教育課程において、保護者・地域住民との交流や外国語に触れる機会を提供するなど、特色ある教育を実践し「学ぶ土台づくり」を推進するとともに、幼保小の接続が円滑に進むよう、幼保小連携推進委員会を組織し、「架け橋期カリキュラム」を作成します。
- ④ 不登校等の子どもたちも含め、全ての幼児・児童生徒に対し健康診断等を実施し、疾病等の早期発見、早期治療に努めます。また、体力・運動能力調査の結果から、推奨される運動の方法を児童生徒一人一人に提供し、運動への意欲や体力・運動能力の向上を目指します。
- ⑤ 町内小学校を対象とした環境教育出前授業を継続して実施します。町内各校の総合的な学習の時間に環境教育にかかわる内容を位置付け、各教科等における環境教育との関連を明確にするなど、系統的な学習となるよう計画します。
- ⑥ 外国語指導助手（ALT）を配置し、児童生徒が外国語の授業や外国語活動で生きた英語に触れる機会を提供します。小学生を対象としたイングリッシュキャンプを開催して、授業では体験できない外国語のゲーム活動の取組をとoshi、外国語への関心や表現スキルを高めます。
- ⑦ 本町の「1人1台端末の利活用計画」に基づき、町内各校で「学習DX計画」を作成し、学習活動において児童生徒が最大限にICT学習環境を活用して、情報活用能力身に付けることができるようにします。また、教員のICT活用指導能力を向上させるために、本町主催の研修会を開催します。
- ⑧ 各教科等における学習内容とキャリア教育との関連を明確にし、地元企業等と連携した体験活動を充実させることをとおして、児童生徒が、学びと実社会とのつながりを実感できるようにします。

また、「キャリアパスポート」を作成し、義務教育9年間をとおしてそれを積み重ねることで、児童生徒が自身の学んだことや考えたことなどを振り返り、成長の過程を確かめながら将来の生き方を考えることができるようにします。

1-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

1-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 児童生徒の学力向上に向けた取組（小学校学力向上事業、中学校学力向上事業）
② 学校運営における地域連携を推進する取組（中学校地域学校連携事業）
③ きめ細やかな幼稚園教育を推進する取組（幼稚園事業）
④ 子どもたちの健全な発達を促す取組（幼稚園健康管理事業、就学時健康診断事業、小学校健康管理事業、中学校健康管理事業）
⑤ 持続可能な開発のための教育を推進する取組（小学校 ESD（環境教育）推進事業）
⑥ 英語に触れ、学ぶことができる機会を提供する取組（外国語コミュニケーション能力向上事業）
⑦ 情報活用能力を向上させる取組
⑧ 将来を見通すキャリア教育を推進する取組

施策2 学びのセーフティネットの構築

2-1 施策の目的

施策の目的	全ての子どもの学びを保障します。
-------	------------------

2-2 現状と課題

- ① いじめは、全ての関係者が自らのこととして切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な問題です。児童生徒が他人を思いやる心と豊かな感性を身に付ける教育を進めるとともに、いじめにあった児童生徒の心のケアを行うことが大切です。
- ② 不登校の児童生徒が増加している状況であり、児童生徒の声を受け止める相談体制の充実や「魅力ある・行きたくなる学校づくり」など、不登校未然防止の対策が求められています。また、不登校等の児童生徒への支援として、多様な学びの場を確保することも必要です。
- ③ 特別な支援が必要な子どもの自立と社会参加、障害のある子どもとない子どもが可能な限り共に過ごすための環境構築など、インクルーシブ教育の実現に向けた取組が求められています。
- ④ 幼稚園及び小中学校で提供している給食について、適切な栄養が摂取できるような献立に努めています。子どもたちの食や地域への関心、感謝の気持ちを育むため、地域食材の活用を推進していく必要があります。
- ⑤ 就学意欲がありながら、経済的理由により支援を要する家庭が存在しているため、奨学金制度を運用した援助を継続していく必要があります。
- ⑥ 家族の介護や家事などを継続的に行っているヤングケアラーについて、早期発見に向けた取組や適切に支援につなげるための相談体制の構築が必要とされています。

2-3 施策の展開

- ① 「美里町いじめ防止等基本方針」に基づき、教育委員会と「いじめ問題対策連絡協議会」との連携をはじめ、地域や家庭、関係機関との連携した体制づくりを実施します。また、各校において校内いじめ対策委員会を計画的に開催し、いじめの未然防止に取り組めます。
- ② 児童生徒の抱える問題を早期に発見し適切に対応できるよう、児童生徒が相談しやすい環境づくりを工夫するとともに、学校と教育委員会の連携を深めます。また、美里町子どもの心のケアハウス「はなみずき教室」における通所支援に加え、別室登校支援にも柔軟に対応するとともに、美里中学校に「学び支援教室」を設置し、不登校生徒や教室で学ぶことが困難な生徒にとって、安心して学ぶことができる機会を確保します。
- ③ 幼稚園における就学相談を充実させ、子どもの障害や困り感を早期に把握し、適切な支援につなぎます。また、特別支援教育コーディネーターを中心に全ての教員が障害や特別支援教育に関する理解を深める取組を推進し、個別的教育支援計画、個別の指導計画等を活用して適切な指導や支援を行います。
- ④ 各学校の栄養教諭及び栄養士が連携し、栄養量の確保、残食等の課題を共有し、献立を工夫しながら

ら、安全でおいしい給食を提供します。また、地産地消の取組を推進します。

- ⑤ 就学意欲がありながら、経済的理由により学資の確保が困難な方に対して、奨学資金の貸付けを行うことで、高等学校又は大学等への進学を支援します。奨学金の償還管理を徹底し新たな貸付けにつなげるとともに、様々な奨学金制度の周知を行います。
- ⑥ ヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげるため、関係機関と連携した相談体制を構築します。

2-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

2-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名	
①	いじめ防止対策に向けた取組（いじめ防止、不登校対策等事業）
②	不登校の防止、不登校児童生徒を支援する取組（いじめ防止、不登校対策等事業）
③	特別な支援を必要とする児童生徒等を支援する取組（特別支援教育推進事業）
④	地域食材を活用した安全な給食を提供する取組（幼稚園給食事業、小学校給食事業、中学校給食事業）
⑤	高校生・大学生等への奨学援助する取組（奨学事業）
⑥	ヤングケアラーへの支援体制を構築する取組

施策3 教育を振興するための基盤整備

3-1 施策の目的

施策の目的	子どもたちが楽しく学べる教育環境を整備します。
-------	-------------------------

3-2 現状と課題

- ① 教員の多忙化解消が全国的に課題となっています。教員が授業づくりや子どもと向き合う時間を確保できるよう、働き方改革を推進し、教育環境を整備していく必要があります。
- ② 緊急時の情報発信、災害時の備え、園内・校内の安全対策など、子どもたちの在園時、在校時の安全・安心の確保の取組が求められています。また、美里中学校の開校に伴い、通学環境が変化していることから、通学路及び地域の危険箇所の把握に取り組む必要があります。
- ③ 生徒数の減少や教員の働き方改革等により、全国的に部活動改革が進められています。生徒が自主的、自発的にスポーツや文化芸術に親しむことができる機会の確保が求められています。
- ④ 預かり保育を必要とする家庭が増加しています。預かり保育のニーズに対応するためには、子育て支援と連携し、持続可能なサービスのあり方の方向性を検討することが必要です。
- ⑤ 小学校施設について経年劣化が進行している状況であり、今後、減少が見込まれる児童数を踏まえた町内小学校のあり方について、検討が必要となっています。

3-3 施策の展開

- ① 教員の働き方改革を推進し、指導体制の強化と効率化を支援します。また、教育環境の充実に必要な人員の配置、教材、備品等の整備を行います。
- ② 在園時、在校時の子どもたちの安全・安心の確保対策に取り組めます。また、変化する通学環境を踏まえ、通学路及び地域の危険箇所の把握・改善並びに保護者との連絡体制の確立及び地域住民との連携・協力を進めます。
- ③ 生徒の多様なニーズに対応した部活動を実施できる環境を整えます。各種大会出場等を支援するとともに、地域との連携を強化し、部活動の地域展開を推進します。
- ④ 預かり保育のニーズに対応できる幼保連携の環境づくりを行います。
- ⑤ 今後、減少が見込まれる児童数を踏まえ、町内小学校のあり方について検討を行います。また、それらを踏まえた施設長寿命化計画の見直しを行います。

3-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

3-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 教育環境を充実させるための取組（小学校生活支援事業、中学校生活支援事業）
② 子どもたちの安全・安心を確保する環境を整備する取組（子どもの安心・安全確保事業）
③ 中学校部活動を支援する取組（中学校部活動支援事業）
④ 預かり保育の環境を充実させる取組（預かり保育事業）
⑤ 小学校のあり方の検討と施設の適切な維持管理を継続する取組

施策4 生涯学習の充実

4-1 施策の目的

施策の目的	誰もが文化・スポーツに親しみながら、心の豊かさや生きがいを実感できる環境をつくれます。
-------	---

4-2 現状と課題

- ① 人生を豊かにする学習活動や地域活性化に向けた学習を実践する場として、生涯学習環境の充実を図る必要があります。担い手育成に係る若い世代向けの講習・教室、生活に結びついた学びや、仕事で必要とされる知識の習得について住民ニーズが高まっています。
- ② 住民が心身とも健康な生活が送れるよう、日常的にスポーツに親しむことができる環境の形成が求められています。また、中学校部活動の地域展開を進める上で、地域のスポーツ団体との連携が不可欠となっています。
- ③ 文化活動は、住民に楽しさや感動、心のやすらぎをもたらし、生きがいの創出につながる取組です。芸術文化に身近に接する機会を提供することで、住民の創造力や感性を育む取組が求められています。また、中学校部活動の地域展開を進める上で、地域の文化芸術団体との連携が不可欠となっています。
- ④ 子どもたちを地域社会で見守り、育てる環境の醸成が必要とされています。
- ⑤ 社会情勢の変化により地域の文化財が失われつつあります。文化財への理解と関心を高めながら保護の取組を行っていく必要があります。
- ⑥ 本町の図書館の延べ利用者数は、人口減少、情報のデジタル化等の影響もあり、減少傾向にあります。利用者ニーズに合わせた図書館運営を行う必要があります。

4-3 施策の展開

- ① 住民の興味・関心、ライフスタイルなどに応じたニーズに即した生涯学習活動を展開します。若い世代の興味・関心を育てる担い手育成事業、デジタル活用に係る学習機会、社会人等のキャリア形成の支援につながる学習機会の充実を図ります。また、より多くの住民が参加できるよう情報発信を強化します。
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。関係団体と連携し指導者やボランティアの育成を支援することで、中学校部活動の地域展開の受皿となる、地域スポーツ活動の環境づくりを行います。また、スポーツ施設については、長寿命化計画に基づく適正な維持管理に努めるとともに、学校体育施設の開放を行います。
- ③ 文化活動団体及びサークルの活動を支援し、住民による文化芸術活動の活性化を図るとともに、住民が芸術文化を身近に鑑賞する機会を提供します。また、文化芸術施設については、長寿命化計画に基づく適正な維持管理に努めます。
- ④ 美里中学校に設置した「地域学校連携室」を起点とし、家庭、学校、地域社会及び関係団体が一体

となって青少年の健全育成活動を展開します。

- ⑤ 文化財の調査を計画的に行い保護・保存を推進します。また、住民向けの学習講座等を開催し、文化財への理解を促進します。
- ⑥ 図書館の利用促進を図ります。情報化社会の中で、住民が知りたい情報を取得できるよう調べもの相談サービスを行います。また、障害や高齢等を理由に図書館への来館が困難な方のために資料の宅配サービスを行うとともに、資料のデジタル化の検討を進め、誰もが利用しやすい環境づくりに努めます。

4-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

4-5 施策の主要な取組（関連する事務事業）

取組名	
①	ニーズに即した生涯学習活動を充実させる取組（生涯学習活動支援事業）
②	ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する取組（スポーツ推進事業、学校体育施設開放事業）
③	住民による文化芸術活動を活性化させる取組（文化振興事業）
④	青少年を健全に育成するための取組（青少年育成事業）
⑤	文化財を保存するための取組（文化財保存事業、伝統芸能等保存継承推進事業）
⑥	利用しやすい図書館サービスを提供する取組（図書館サービス事業）

第2編 子育て支援の充実

近年、少子化の進展や共働き世帯の増加によるライフスタイルの変化などにより、子育て家庭が抱える課題は多様化・複雑化しています。こうした中で、国では「こどもまんなか社会の実現」を掲げ、子どもの利益を第一に考え総合的な子ども施策の展開をすることとしており、子育てに関する経済的支援の強化、保育士配置基準の改善、育児休業取得支援の拡充等の支援体制の構築が進められています。

本町においても、多様な働き方に対応した柔軟な保育サービスの提供、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談・支援体制の構築、地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくり、子育て家庭の経済的負担軽減に向けた支援制度の拡充等により、子どもと家庭が安心して暮らせる地域社会の構築が求められています。

施策5 働きながら子育てする家族を支援するための対策

5-1 施策の目的

施策の目的	働きながら子育てする家庭が安心して子育てできる環境をつくれます。
-------	----------------------------------

5-2 現状と課題

- ① 家庭環境の変化により保護者の保育ニーズも多様化しています。本町における待機児童は、私立保育施設の増加に伴う町内の保育環境の充実により令和3年4月以降解消しています。今後も待機児童を出さないよう、年度途中の利用希望者の利用調整や町外保育施設の利用希望者への対応等、保護者のニーズに合わせた支援を行う必要があります。
- ② 本町の放課後児童クラブは、年々利用児童数が増加傾向にあることから、児童の安全性を考慮し各小学校に施設の設置を進めてきました。令和6年度からは対象となる児童の学年を小学校6年生までに拡大しました。令和7年度には児童の安全確保と定員の拡大のため、小牛田小学校敷地内に放課後児童クラブ施設を整備し、令和8年4月から運営を開始します。今後は、夏休み期間中のみの利用希望等、多様化する保護者のニーズへの対応が求められています。
- ③ 令和4年4月から、子ども医療費助成の対象を18歳までに拡大しました。また、母子父子家庭に対する医療費助成を併せて行っており、子育て家庭における医療費の経済的負担を軽減しています。今後も同様に、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められています。
- ④ 今後、更なる少子化が見込まれる中で、幼稚園・保育所のあり方について検討が必要となっています。

5-3 施策の展開

- ① 町内外の保育施設と連携し、待機児童ゼロを継続します。また、更なる保育環境の向上のため、施設に対する支援を行い、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めます。

- ② 待機児童ゼロを継続しつつ児童の安全に配慮した放課後児童クラブ運営を行います。また、保護者のニーズ把握に努め、利用希望の増加や多様化に合わせて放課後児童支援員を適正に配置します。
- ③ 子ども医療費助成及び母子父子家庭医療費助成を行うことで、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。
- ④ 町内の公立幼稚園・保育所について、子ども人口の推移やニーズを考慮しつつ、就学前の子どもの教育と保育を一体的に行う「認定こども園」への移行や民間移行も視野に入れながら、教育委員会と連携し検討を進めます。

5－4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

5－5 施策の主要な取組（関連する事務事業）

取組名	
①	待機児童ゼロの継続と随時入所に対応可能な保育体制を確保する取組（各公立保育所事業、他市町保育施設委託事業、町内私立保育施設事業等）
②	待機児童ゼロを継続しつつ児童の安全に配慮した放課後児童クラブを運営する取組（各放課後児童クラブ事業）
③	子育て家庭の医療費負担を軽減する取組（子ども医療費助成事業、母子父子家庭医療費助成事業）
④	幼保一体化と民間移行を検討する取組

施策6 子育てに不安な家族を支援するための対策

6-1 施策の目的

施策の目的	子育ての不安を解消します。
-------	---------------

6-2 現状と課題

- ① 本町では、子どもを遊ばせながら気軽に相談できる窓口として「子育て支援センター」を設置しています。少子化の影響や共働き世帯の増加等により利用者が減少しています。相談窓口としての周知や情報提供を含めた利用促進が課題となっています。
- ② 令和6年度に「子育て支援センター」の利用者にアンケート調査を実施したところ、支援センターへの来館目的は「1位子どもを遊ばせたい」「2位子ども同士のふれあい」「3位おもちゃがある・季節のイベントがある」となり、遊びの場を求めている来館が上位を占めています。また、回答者の半数以上は何らかの子育てに関する悩みを抱えており、気軽に相談できる環境作りと子育てに対する不安解消が課題となっています。
- ③ 全ての妊産婦、子ども、子育て世帯等に対する一体的な支援及び関係機関との連携した取組が求められています。
- ④ 近年、核家族化の進展により、家事や育児を一人でこなす「ワンオペ育児」が増加しており、子どもの健やかな成長への影響や保護者自身の心身の負担が懸念されています。

6-3 施策の展開

- ① 出産、育児を迎える方、子育てに不安を抱えている方等、誰でも気軽に利用できる集いの場を提供するとともに、交流機会の創出を図ります。また、より多くの方に取組を知ってもらえるよう、情報発信の強化を図ります。
- ② 子育て支援センターの利用者が、利用者同士や子育てアドバイザーとの交流をとおして、悩みを気軽に相談できる体制の構築を目指します。また、発達の遅れや虐待に係る相談等、専門的な知識が求められる場合には、「子育て支援センター」と「こども家庭センター」が連携し、利用者の悩みや不安の解消に努め、子育てに対する相談体制の充実を図ります。
- ③ 一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等の育児支援サービスを実施し、保護者がリフレッシュする時間を持てるようにすることで、育児に関する心身の負担軽減を図ります。また性別を問わず親子で楽しめる子育てイベントを開催するなど、男女共同による「共育て」の啓発に努めます。

6－4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

6－5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 子育ての相談体制の充実と関係を強化する取組（各子育て支援センター事業）

施策7 児童虐待を防止するための対策

7-1 施策の目的

施策の目的	子どもの命と尊厳を切れ目のない支援で守ります。
-------	-------------------------

7-2 現状と課題

- ① 虐待は、子ども自身で解決することは困難であり、関係機関が連携して継続的に支援することが必要です。本町においても関係機関との連携により、児童虐待の未然防止と発生時の迅速かつ適切な対応に努めています。しかし、困難事例も増加傾向にあることから継続的な取組が必要です。
- ② 全ての妊産婦、子ども、子育て世帯等に対する一体的な相談支援と、児童虐待の未然防止と早期対応が求められています。「こども家庭センター」と関係機関の連携した取組が必要です。
- ③ 本町の要保護児童の傾向として、ネグレクト、身体的虐待が上位を占めています。子どもたち自身にも様々な権利があり、保障されているということへの理解が進んでいないことが児童虐待につながる一因と考えられます。

7-3 施策の展開

- ① 児童虐待の未然防止に向けて、地域全体での気づきと対応力を高めるため、情報提供や啓発活動を推進します。児童虐待の発生を未然に防ぐとともに、既に発生した事案については、関係機関と連携しながら早期対応に努め、その深刻化を防ぎます。
- ② 「こども家庭センター」と関係機関の連携強化を図ります。要保護児童対策地域協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議を通じて情報を共有し、相互の連携の下に迅速で適切な対応を図ります。
- ③ 全ての子どもが心身ともに健やかに、安心・安全な環境の中で成長できるよう、子どもの最善の利益を守るという意識を社会全体で共有するための啓発活動を行います。

7-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

7－5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名	
①	児童虐待の防止・早期発見と解決に向けた取組（生活相談員設置事業、要保護児童対策地域協議会運営）
②	こども家庭センターを中心とした関係機関との連携を強化する取組（こども家庭センター運営事業）

